



福祉関連予算に約1,700億円計上 ～東京都、来年度予算案公表～

◆18日、東京都の平成26年度予算案の概要が示されました。先月まとめられた暫定予算案に舛添新知事が公約で掲げた政策を加え、一般会計総額は前年度比6.4%増の約6.7兆円規模となりました。この予算では「都民の安全、安心の確保に向けた取組」や「都市の活力を向上させる取組」に財源を重点的に投入するとし、舛添知事が都知事選で公約に掲げていた待機児童ゼロに向けた子育て支援など、福祉関係におよそ1,700億円の予算が計上されています。

舛添知事が知事就任後に新たに追加した予算は77億円となり、公約に掲げる社会保障の充実に向けた取組は再来年以降の予算に本格的に反映されることになる模様です。今回示された来年度の予算案は26日に開会する都議会で審議されます。東京都の福祉充実に向けた動きが、今後どのように国や他の自治体に影響を及ぼすのかが、注目されます。(参考：東京都HP / 産経ニュース他)

《東京都の平成26年度福祉関係予算案の概要》

- 多様な保育サービス主体の参入促進等 (13億円)
今後4年間で待機児童解消を進めるため、株式会社やNPOなど、様々な主体が保育サービスに参入するための支援を実施する。
- 子育て環境の充実 (430億円)
認証保育所や小規模保育などの設置を促進し、新たに都独自の送迎保育ステーション事業 (日中預ける指定保育所に朝夕保護者に代わり送迎する事業。就業時間と保育所の開所時間が合わない保護者等を対象に送迎して保育を実施。) を実施し、待機児童解消の取組を一層充実させる。
- 東京子育て応援ファンドの創設 (21億円)
都民、企業、都の出資によるファンドを創設し、NPO、企業、地域団体等が行う先駆的な事業を支援する。
- 高齢者の暮らしへの支援 (279億円)
特養の整備促進に向けた支援を行い、地域包括ケアシステムの構築など、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる環境を整備する。

今年度補正予算成立 ～保育所整備などの予算計上へ～

◆6日、参院本会議が開催され、約5.5兆円規模の経済対策を柱とする平成25年度補正予算が与党の賛成多数で可決、成立しました。今回の補正予算は、今年4月の消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するとともに、上向きつつある景気を底上げし景気好循環を実現するねらいがあります。

補正予算のうち9千億円程度が厚労省分で、消費増税による影響を緩和するため、子育て世帯に対する給付や保育所整備、社会福祉施設の耐震化といった予算が計上されています。財源は、今年度の税収が見込みより上回った分約2.3兆円などを充て、国債の追加発行はしない模様です。

野党は無駄を指摘し予算案に反対していましたが、与党が多数を占める参院で早々に可決され、今後は増税を控え、速やかに予算執行が行われることが予想されます。

(参考：厚労省HP / 内閣府HP / 福祉新聞 / 自民党HP他)

《平成25年度補正予算の概要》

<厚労省>

- 待機児童対策と女性の活躍促進 (169億円)
待機児童解消加速化プランを推進し、保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育や認可を目指す認可外保育施設等への支援を安心こども基金の積み増しで実施する。
- 社会福祉施設の防災対策等の推進 (214億円)
耐震化やスプリンクラー設置等に対する補助を行う。

<内閣府>

- 地域における少子化対策の強化 (30億円)
結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地域独自の先駆的な取組を行う自治体に支援を実施する。

介護保険、一部自己負担2割へ ～関連法案国会提出～

◆政府は12日、医療、介護制度を見直すための関連法案「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。同法案は持続可能な社会保障を目指し、医療法、介護保険法の見直しを行うもので、具体的には介護保険でサービスを受ける際の1割の自己負担を一定以上の所得がある利用者は2割に引き上げることや特養の入所基準を厳格化するといったことなどが示されています。

介護保険の自己負担の引き上げについて、はこれまで引き上げの基準を年金収入が年280万円以上と290万円以上の2案で検討が進められてきましたが、280万円以上の案で決定。また引き上げ時期は前年の所得が夏に確定することから、当初の2015年4月から同年8月にずれ込むことになりました。

法案が成立すれば自己負担の引き上げは介護保険制度発足以来初で、介護給付費が増加する中、高齢者にも支払い能力に応じた負担を求めていくかたちとなります。

(参考：厚労省HP /

東京新聞ウェブ他)

法律案の概要

2015年4月～

- 要支援者向けサービスの一部を市町村事業に移行。
- 特養の入所対象者を原則要介護度3以上の人に限定。

2015年8月～

- 一定以上の所得のある人の介護保険の自己負担を1割から2割に引き上げ。
- 特養入所の低所得者に行われている補足給付の要件に「資産」を追加。